

令和7年度

# 後期高齢者医療保険料のお知らせ

<b>均等割額</b> <small>(被保険者全員が等しく負担)</small> <b>45,260円</b>	+	<b>所得割額</b> <small>(加入者本人の所得に応じて計算)</small> <small>※(6年中の総所得金額－基礎控除額43万円) × 所得割率9.02%</small>
※総所得金額は総収入額から必要経費や公的年金控除を引いた金額		
= <b>年間保険料額</b> <span style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 2px;">年80万円が上限です</span>		

保険料は2年に1度見直しを行います。

保険料が**軽減**される場合があります

- ①所得が低い世帯の方  
被保険者と世帯主の所得に応じて均等割額が軽減されます。
- ②社会保険などの被扶養者であった方  
所得割額がかからず、均等割額が5割軽減されます。(制度加入後2年間のみ適用)

〈軽減後の均等割額〉

世帯主と被保険者の総所得金額などが 下記の基準を超えない世帯	令和7年度	
	軽減割合	均等割額
基礎控除額 (43万円) + (給与・年金所得者等の数－1) × 10万円	7割	13,578円
基礎控除額 (43万円) + (給与・年金所得者等の数－1) × 10万円 + 30万5千円×世帯の被保険者数	5割	22,630円
基礎控除額 (43万円) + (給与・年金所得者等の数－1) × 10万円 + 56万円×世帯の被保険者数	2割	36,208円

後期高齢者医療保険料の  
納入通知書を送付します

7月中旬に、75歳以上または一定の障がいのある65歳以上の方へ後期高齢者医療保険料の額をお知らせする通知書をお送りします。保険料額は、秋田県後期高齢者医療広域連合が令和6年中の所得に応じて決定しています。後期高齢者医療保険は、高齢者の皆さんが安心して医療を受けられるよう国民全体で支え合う制度です。ご理解・ご協力をお願いします。

■特別徴収(年金からの引き落とし)の方の納め方  
◇4月・6月・8月(仮徴収)前回(2月)と同額が年金から引き落とされます。  
◇10月・12月・2月(本徴収)令和6年中の所得などを基に算出した7年度保険料から仮徴収分を除いた額が年金から引き落とされます。



納めます。保険料を納付書で納めている方は、納め忘れの心配がなく、手間を省ける口座振替をお勧めします。  
※年度途中に加入対象となった方は、郵送する納付書で納めてください。

■確定申告の

社会保険料控除について  
特別徴収の場合、社会保険料控除は本人分となります。普通徴収の場合、本人または生計を一にした親族などが控除対象となり、口座振替の場合は、口座名義人が控除対象となります。

■保険料の納付が困難な方

災害や失業などにより著しく所得が減少するなど、特別な事情により生活に困窮していると認められるときは、申請により保険料の徴収猶予や減免を受けられる場合がありますので、ご相談ください。

▼問合せ 市民保険課

Tel 89・2159  
地域局市民福祉課  
Tel 73・2114